

令和7年



農家のしおり



山形市農業委員会

山形市農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

平成 3 年 4 月 26 日 制定

平成 12 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 7 月 20 日 改正

- 一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

も く じ

農業委員会とその役割	2
農地法の目的と要点	3
農地法による申請手続き	5
農地等に関する証明	9
農地改良の届出	9
農地中間管理事業	11
農地中間管理事業による農地等の貸借(農用地利用集積等促進計画)	12
農地売買等事業(農地中間管理機構の特例事業)	14
機構集積協力金交付事業	16
認定農業者制度	17
新規就農支援事業	21
農地所有適格法人	24
主な制度資金	25
1 農業近代化資金	25
2 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	26
3 農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	26
4 農業改良資金	27
5 農業経営負担軽減支援資金	27
6 経営体育成強化資金	28
7 青年等就農資金	29
8 山形市農業後継者及び認定農業者育成支援事業貸付金(市単独事業)	29
9 山形市農業災害復旧資金貸付金(市単独事業)	29
農業者年金制度	30
旧農業者年金制度	32
贈与税	34
譲渡所得税	35
相続時精算課税制度	35
相続税(農地等の相続税の納税猶予制度)	37
遊休農地に対する課税強化	38
全国農業新聞	39
有害鳥獣による農作物被害発生時の対応	39

(参考) 収入保険、山形市賃借料情報、農作業賃金・機械料金標準

農業委員会とその役割

1 農業委員会とは

農業委員会は、その主たる使命である「農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されています。

2 農業委員会の役割

(1) 必須事務

- ① 農地法等によりその権限に属させられた事項（農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地に関する調査など）
- ② 農地等の利用の最適化の推進

(2) 任意事務

- ① 法人化その他農業経営の合理化
- ② 農業一般に関する調査及び情報の提供

3 農業委員会の組織

(1) 農業委員

市長が議会の同意を得て任命した 24 名で組織され、主に合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可・不許可の決定など）を担当します。

(2) 農地利用最適化推進委員

農業委員会が委嘱した 24 名で組織され、農業委員と共に担当区域における農地等の利用の最適化の推進を担当します。

4 農業委員会の主な業務

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に関すること
- (2) 農地等の権利の設定又は移転並びに転用に関すること
- (3) 農地の利用関係紛争の和解仲介に関すること
- (4) 農地保有合理化促進に関すること
- (5) 法人化その他農業経営の合理化に関すること
- (6) 農業生産、農業経営等農業一般に関する調査、情報提供に関すること
- (7) 農業者年金業務に関すること
- (8) 各種証明書の交付に関すること

※ 以上、農林水産省ホームページより引用

農地法の目的と要点

農地法は農地に関する基本的な法律です。農地を売買したり、転用したり、貸し借りする時には、農地を守り効率的に利用しなければならない原則に立ち、厳しい規制をとっています。

1 農地法の目的

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、①農地を農地以外のものとする 것을規制、②農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進、を基本的な考え方としています。

2 農地法の要点

(1) 「農地」とは

「農地」とは、「耕作の目的に供される土地」をいいます。ある土地が農地に該当するかどうかの判定は、現況主義をとっています。その土地が耕作されていれば土地登記簿の地目が原野、山林等であっても農地であり、権利を移動する場合や宅地等に利用する場合は、農地法の許可が必要になります。

(2) 農地の売買、貸借等の許可制

耕作目的で農地の売買や貸借をするときは、原則として農業委員会の許可が必要です。許可を受けずに売買や貸借の契約をしてもそれは無効です。農地の登記を申請する場合には、この許可書を添付することが必要です。

なお、次の条件により許可が受けられない場合があります。

- ① 取得者は、耕作すべき農地等のすべてを効率的に利用して、自ら耕作しなくてはなりません。
- ② 請負耕作や経営委託は認められません。
- ③ 取得者や農業に従事する世帯員等は、必要な農作業に常時従事(年間 150 日以上)しなければなりません。
- ④ 借人等は、原則として他者に転貸することはできません(ただし、世帯員への貸付はできます)。
- ⑤ 周辺の地域における農地の、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障をきたさないようにしなければなりません。

(地域計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は許可をすることが出来ません。)

- ⑥ 農地所有適格法人以外の法人等については、条件付きで賃借のみ認められる場合があります。

※農地法の改正により、令和 5 年 4 月 1 日から農地の権利取得にあたっての下限面積要件(農地の権利取得後の経営面積は 30 a 以上になること)は廃止されました。

(3) 耕作権の擁護

農地等の賃借権は、耕作者の地位の安定を図るため、次のように定められています。

① 賃借権の法定更新

民法では、期間の定めのある賃貸借はその期間満了によって終了しますが、農地法では、賃貸借契約期間が満了になっても解約等をしない限り、今までと同じ契約条件で契約を更新したものとみなす法定更新が定められています(法第 17 条)。ただし、更新された契約内容には、契約期間についての条件は含まれないため、不定期賃借権となって存続することになります。

農地の賃貸借を終了させる一般的な方法としては、合意解約(法 18 条 6 項)などがあり、合意解約の場合は賃貸借当事者双方の合意によって終了させる行為で、賃貸借期間中でも解約することができます。

なお、農業経営基盤強化促進法にもとづく利用集積計画による賃貸借は、期間が満了すると自動的に貸し手に返還されることになります。

② 賃貸した農地の返還の許可制

農地などの賃貸借の解除、解約又は更新拒絶をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。ただし、この許可を受けられるのは次の場合に限られています。

- ア 賃借人に信義に反する行為があった場合
- イ 転用相当の場合
- ウ 賃貸人の自作相当の場合
- エ 農地所有適格法人が要件を欠いた場合
- オ その他正当な事由がある場合

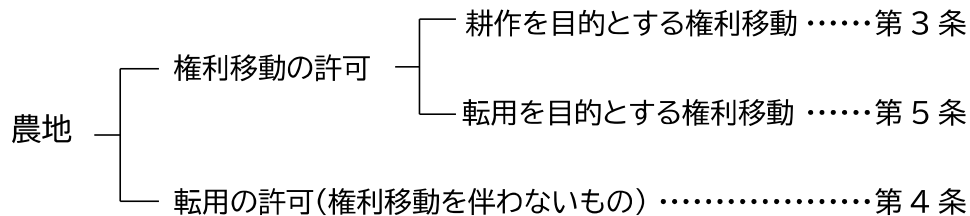
③ 賃借料

賃借料は、個々の状況に合わせて、貸し人借り人合意の上決定して下さい。

※ 詳しくは事務局にお問い合わせください。

農地法による申請手続き

◎ 農地の移動と許可



農地法

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第3条

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、※1 使用貸借による権利、※2 賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

※1 使用貸借による権利:賃料を支払わずに土地を使用できる権利

※2 賃借権:賃料を支払って土地を使用できる権利

(農地の転用の制限)

第4条

農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第5条

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。

1 農地法に基づく手続き

(1) 農地法第3条の許可申請

農地等について耕作目的で所有権を移転(売買、贈与等)、又は権利を設定若しくは移転(賃貸借、使用貸借等)する場合。

申請書の受付期間は、土・日曜日及び祝祭日を除く毎月20日から25日までです。ただし、相談は随時受け付けております。

(2) 農地法第4条、第5条の許可申請および届出

① 市街化区域外における許可申請

4条許可申請 自己所有地を農地以外のものにする場合。

5条許可申請 農地を農地以外のものにするために所有権の移転(売買、贈与等)、又は権利の設定(賃貸借、使用貸借等)をする場合。

申請書の受付期間は、土・日曜日及び祝祭日を除く毎月20日から25日までです。

ただし、相談は随時受け付けております。

② 市街化区域内における届出

4条届出 自己所有地を農地以外にする場合。

5条届出 農地を農地以外のものにするための所有権の移転(売買、贈与等)、又は権利の設定(賃貸借、使用貸借等)をする場合。

届出書については随時受け付けております。

※ 許可を必要としないもの

① 法律行為に基づかないもの

時効取得、相続、権利放棄、法人合併等(ただし、届出は必要)

② 法律行為の取消、解除

合意による契約解除が必要

③ 法律により除外されているもの

農地法の規定による設定移転、国や県が取得する場合(一部の事業を除く)、土地改良法の規定による交換分合、競売・公売物件の買受は「適格証明」が必要、遺贈等

(3) 農地法第18条第6項の通知

賃貸借を合意解約した翌日から起算して、30日以内に農業委員会に通知してください。

(4) 添付書類

① 農地法第3条・第18条第6項関係

種別 添付書類	3条 (受人市内在住)	3条 (受人他市町村在住)	18条6項 合意解約
土地登記事項証明書 (全部事項証明書) (※)	1 通	1 通	1 通
登記事項証明書の住所と現住所 が異なるとき 戸籍の附票個人 事項証明書(※)	1 通	1 通	1 通
耕 作 証 明 書(※)	—	1 通	—
経 路 図	—	1 枚	—
利用計画書 (※)	—	1 通	—
受人の住民票 世帯一部証明書 (※)	—	1 通	—
合意解約契約書 (※)	—	—	3 通
賃貸借契約書 (※)	賃貸借に関する 許可申請の場合 3 通	同 左 3 通	2 通
調 査 書 (※)	—	—	1 通

※ 原本を提出してください。

※ 土地登記事項証明書については、「インターネット登記情報サービス」の画面を印刷したものは証明書として利用できないとされているため不可。その他申請内容により、さらに書類の提出をお願いする場合があります。

② 農地法第4条・第5条

用途別 添付書	市街化区域	市街化区域外
土地登記事項証明書 (全部事項証明書) (※)	1 通	1 通
登記事項証明書の住所と現住所が異なるとき 戸籍の附票個人事項証明書(※)	1 通	1 通
公 図 (※)	1 通 ※ 原本還付可	1 通
案 内 図	1 枚	1 枚
施設(建物)配置図	—	1 枚
建 物 平 面 図	—	1 組
土地改良区の意見書 (※)	—	1 通

※ 原本を提出して下さい。

※ 土地登記事項証明書については、「インターネット登記情報サービス」の画面を印刷したものは証明書として利用できないとされているため不可

③ 上記以外の添付書類

ア 市街化区域内(各1通)

- ・区画整理事業で、換地登記が未了地仮換地の場合 指定証明書
- ・貸付地の場合 解約を証する書面
- ・1,000 m²以上の転用の場合 開発行為許可が必要な場合は、許可が下りてから手続きを行うようにしてください。

イ 市街化区域外(各1通)

- ・補足説明書
- ・被害防除計画書
- ・位置図 縮尺 1/10,000~1/50,000
- ・取水・排水の同意書 取水や雑排水等を水路等に排水する場合
- ・法人が受入の場合 法人登記現在事項全部証明書、定款
- ・貸付地の場合 解約を証する書面
- ・その他必要書類がある場合は、農業委員会から指示します。

なお、隣接農地がある場合は、隣接耕作者と十分話し合いをしてから申請してください。

※ 詳しくは事務局にお問い合わせください。

2 関連法に基づく手続き

(1) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地の区域内にある場合は、除外又は用途変更手続き(市農政課)(農地法4条・5条申請関連)

(2) 都市計画法に基づく開発許可(市まちづくり政策課)(農地法4条・5条申請関連)

(3) 国土利用計画法に基づく土地取引の届出(市企画調整課)(農地法5条申請関連)

- ・市街化区域 2,000 m²以上
- ・市街化調整区域 5,000 m²以上
- ・都市計画区域外 10,000 m²以上

※ 詳しくは各担当課にお問い合わせください。

3 農地相談等の事前予約制について

令和6年度より、農業委員会における窓口相談の事前予約制を行っております。

近年の農地に関する事前相談(農地の貸借、農地改良、農地転用等)が増加傾向にあるため、相談者の待ち時間を最小限にできるよう導入したものです。

相談内容に係わらず、農業委員会へ相談等にお越しになる際は事前に電話にてご連絡をお願いいたします。予約なしでも相談は可能ですが、お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

対応可能時間:9:00~12:00 または 13:00~17:00 (休日・祭日を除く)

連絡先 :023-641-1212 (内線 775・776・916)

※ 詳しくは事務局にお問い合わせください。

農 地 等 に 関 す る 証 明

1 耕作証明（無料）

農地法の申請目的のために使用。

市外農地の取得及び経営移譲(年金受給)等

2 経営証明（手数料 300 円）

農地法の申請以外の目的のために使用。

相続税の申告・軽油引取税の免除申請等

3 買受適格証明（無料）

裁判所の競売物件、又は官公署による公売物件を取得する目的のために使用。

標準受付期間は、土・日曜日及び祝祭日を除く毎月 20 日から 25 日まで。

買受適格と判断された場合、交付日は、受付した翌月の 14 日ごろになります。

添付書類等、詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。

4 その他の証明

(1) 非農地証明・農地証明（手数料 600 円）

非農地証明・農地証明願いの受付は随時行っておりますが、現地等の調査後に判断のうえ交付となります。詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。

※冬期間は積雪により現地調査をできない場合がありますので、ご承知お願いします。

(2) 引き続き農業経営を行っていること等に関する証明（手数料 300 円）

(3) 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明（手数料 300 円）

(4) 相続税、贈与税の納税猶予に関する適格者証明（手数料 300 円）

※ 詳しくは事務局にお問い合わせください。

農 地 改 良 の 届 出

耕作条件の悪い農地を埋立等により優良な農地に改良する場合、隣接農地への悪影響を防ぎ、農地の集団性を保持しながら、農地利用の効率化を図り、違反転用を防止することを目的としています。

1 適用区域

都市計画法の市街化区域を除く、全区域です。

2 工事期間

同一耕作年内に一作が可能な範囲で認められます。冬期工事の場合は、翌春期より耕作ができる期間内となります。

3 農地改良の届出

農地改良を行おうとする場合は、農地改良届出書に次の書類を添付して、改良する土地の地区農業委員から確認の印を得て、農業委員会に提出していただくことになります。

- ①土地登記事項証明書：(発行から3か月以内のもの)
- ② 公図(字限図)：(発行から3か月以内のもの)
- ③案内図、④ 工事計画の縦横断図、⑤ 改良区の同意書、⑥ その他必要と認める書類

4 農地改良届出の受理及び着工

- (1) 届出書の提出があった場合は、基準により審査し、問題がないと認めたものについて受理書を交付します。
- (2) 受理書の交付を受けたものは、現地に表示板を掲示し、工事を施工して下さい。

5 届出に際しての注意点

- (1) 農地改良し、どのような作物の作付を行う計画なのかを明確にしてください。
- (2) 周囲の農地の耕作、道路・水路に悪影響を与えないように計画してください。
- (3) 事前に近隣地権者に改良内容を説明して、問題が生じないように努めてください。
- (4) 埋め立て土質は、産業廃棄物・一般廃棄物を含まないものとし、表土は耕作に適したもので30cm以上被覆してください。
- (5) 工事施行者については、解体業及び廃棄物処理業専門業者は認められません。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律等、他法令をご確認ください。
- (7) 当初計画に変更が生じた場合は、速やかに変更届を、地区農業委員から確認の印を得て、農業委員会に提出していただくことになります。
- (8) 改良工事の規模や内容により「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」に基づく手続きが必要となる場合がありますので、事前に所管課(市まちづくり政策課)へ確認をお願いします。
なお、許可が必要な場合は、許可を受けてから届出してください。

6 農地改良完了報告書の提出について

改良工事が完了したときは、農地改良完了報告書(様式3号)に次の書類を添付して、地区農業委員から現場確認の印を得て、農業委員会へ提出してください。

- ① 完成図(縦横断図) ② 写真

7 勧告について

区画形質の変更が農地改良の範囲を逸脱しているものと認められる場合(盛土が計画以上の高さの場合や、土質が耕作に適さないものである場合等)には、速やかに農地改良とみなせる状態へ復元するように勧告します。勧告に従わない場合は、農地法に定める農地の違反転用としての扱いを受けることになりますので、ご注意ください。

※ 詳しくは事務局にお問い合わせください。

農 地 中 間 管 理 事 業

農地中間管理事業とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「機構法」という。)」に基づき、農地中間管理機構が実施する農地の貸借等の事業です。**農地中間管理機構**(以下「機構」という。)とは、都道府県知事が指定する農地中間管理事業を公平かつ適正に実施できる法人(都道府県の第3セクター)のことで、都道府県に一つ設置され、山形県では「**公益財団法人やまがた農業支援センター**」が機構として指定されています。

○ 農地中間管理事業

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために機構が行う事業として、以下の事業が、機構法第2条第3項に規定されています。

機構が農地中間管理権や経営受託権を設定する場合、農用地利用集積等促進計画を定め、県の認可・公告を経て行われます。

1 農地貸借等事業

農用地を貸したい方から借受けた農地に農地中間管理権を設定し、規模拡大したい担い手農業者に貸付ける事業です。

※P.12 もご参照ください。

2 農地貸付信託事業

土地持ち非農家や不在農地所有者から貸し付けによる信託の引き受けを行い、担い手農業者への賃貸借による利用集積を促進する事業です。

3 農業経営・農作業受託事業

土地持ち非農家や不在農地所有者等から農業経営や農作業の委託を受けたり、委託を受けた農地について担い手農業者に再委託したりすることにより農地の保全を図る事業です。

4 農地の利用条件の改善事業

農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成または復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行う事業です。

5 農地の管理事業

農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理(当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。)を行う事業です。

6 農業技術等研修事業

農地中間管理権を有する農用地等を利用して、新たに農業経営を営もうとする農業者に、農業の技術や経営方法を実地に習得するための研修を行う事業です。

○ 農地中間管理機構が行う特例事業

農業経営基盤強化促進法第 7 条に「農地中間管理機構が行う事業の特例(以下「特例事業」という。)」として、以下の事業が規定されています。

1 農地売買等事業

離農者や規模縮小農業者等から機構が農用地等を買入れて、規模拡大を望んでいる農業者等に当該農用地等を売り渡し、交換し又は貸付ける事業で、特例事業の基本的な事業です。

※P.14もご参照ください。

2 農地売渡信託等事業

農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業です。

3 農地所有適格法人出資育成事業

農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地の現物出資を行い、当該出資により付与された持分等を当該生産法人の構成員に計画的に分割して譲渡する事業です。

4 研修等事業

農地売買等事業により買入れて中間保有している農用地等を利用し、新規就農者に対して基本的な技術・経営指導等の研修を行う事業です。

※ 詳しくは(公財)やまがた農業支援センターにお問い合わせください。
山形市緑町一丁目9番 30 号 緑町会館4階 TEL 023-641-1105(代表)

農地中間管理事業による農地等の貸借

(農用地利用集積等促進計画)

農地中間管理事業による農地等の貸借は、農地を貸したい農家(以下「出し手」という。)から機構が農用地をまとめて借受け、耕作を希望する担い手農業者(以下「受け手」という。)等にまとまりのある形で貸付けする制度です。

地域計画区域内においては、目標地図を実現するために、地域計画に沿った農地の集約化を推進します。

1 対象となる農用地等(借受農用地等)

市街化区域以外の農用地等

※ ただし、以下の場合は、機構は借受を行いません。

- ① 借受希望者がいない農用地等
- ② 農用地等として利用することが著しく困難な農用地等
- ③ 地上権、永小作権、質権等が設定され、貸付することに権利者の同意を得ていない農用地等
- ④ 貸借権が設定されている農用地等(事前に解約が必要です。)
- ⑤ 所有者が土地改良区の賦課金を滞納している農用地等

2 農用地等の貸付先となる担い手農業者等(受け手の要件)

【地域計画区域内】

地域計画の目標地図で、対象農用地等の「農業を担う者」に位置付けられている農業者

【地域計画区域外】

原則として、以下のいずれかの農業者

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 経営面積1.5ha以上の農業者
- ④ 上記以外で、対象農用地等のある地域の地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に掲載されている農業者

※いずれの場合も、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 機構と既に結んでいる契約で賃料の未納がない
- ② 土地改良区の賦課金を滞納していない
- ③ 所有・借受している農地をすべて耕作している（違反転用・遊休農地化していない）
- ④ 必要な農作業に常時従事している（年間 150 日以上）

農地所有適格法人以外の法人の場合は、別に要件がありますので、お問い合わせください。

3 利用申込方法

下記の利用申込受付期間内に、原則として出し手・受け手が双方揃って、受付窓口へお越しいただき、「農地中間管理事業利用申込書」をご提出ください。

借受農地・貸付先農業者の要件を確認し、問題がなければ、後日「農用地利用集積等促進計画書」・「農業経営の状況等(受け手のみ)」を郵送しますので、期限までに受付窓口にご提出ください。

「農用地利用集積等促進計画書」を提出のおおよそ3か月後に、県の認可・公告により、貸付契約・借受契約が開始されます。

【R7 年度 利用申込受付期間】

- ① R7.4.21(月)～R7.6.27(金) 《契約開始:R7.10 月下旬見込》
- ② R7.6.30(月)～R7.8.29(金) 《契約開始:R7.12 月下旬見込》
- ③ R7.9.1(月)～R7.11.28(金) 《契約開始:R8.3 月下旬見込》
- ④ R7.12.1(月)～R8.1.30(金) 《契約開始:R8.5 月下旬見込》

【受付窓口】

- ① 山形農業協同組合各支店・営農センター
- ② 山形市農業協同組合 アグリセンター

4 利用にあたっての留意点

・要件を満たさない場合は、農地中間管理事業を利用できません。

※借受希望者がいない場合、借受希望者が見つかるまでの間は農地所有者が自ら農用地等を管理する必要があります。

・賃借料の支払は、口座振替・振込のみとなります。物納はできません。

・賃借料が 0 円の場合は、「使用貸借権」が設定されます。

・毎年 年間賃料の 0.75%の手数料が、出し手・受け手双方に発生します。

- ・貸借期間は原則 10 年以上です。(場合によっては、5 年以上でも可能)
- ・共有地の場合は、原則として共有者全員の同意が必要となります。利用申込時に同意書をご提出ください。(貸借期間が 40 年未満の場合は、共有持分の 2 分の1を超える同意があれば可能です。)
- ・相続登記が完了していない農用地等は、原則として法定相続人全員の同意が必要となります。利用申込時に同意書をご提出ください。(貸借期間が 40 年未満の場合は、法定相続分の 2 分の 1 を超える同意があれば可能です。)
- ・所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて 10 年以上の期間で機構に貸付けし、要件を満たした場合、貸付けた農地に係る固定資産税が一定期間軽減されます。

※ 詳しくは事務局 または(公財)やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

農地売買等事業

(農地中間管理機構の特例事業)

規模縮小や離農しようとする農家(以下「出し手」という。)から、機構が農用地を買入れて、経営規模の拡大や効率的で安定的な農業経営を目指す農業者(以下「受け手」という。)へ売渡しを行う事業です。

1 事業を利用できる農用地等

農振農用地区域内の農用地等(売渡しの相手方が現にいる場合に限り)

2 売渡しの相手方(受け手)の要件

以下の農業者に該当し、売渡し要件を満たす者

- ① 認定農業者
- ② 特定農業法人
- ③ 基本構想水準到達者
- ④ 認定新規就農者

【売渡し要件】

- (1) 地域計画区域内においては、農業を担う者に位置付けられていること
- (2) 新たに買い入れる農用地等の現在の経営地(作業受託地含む)と併せて、概ね 1ha 以上の団地を形成すること(新規就農者の場合等は緩和措置があります)
- (3) 新たに買い入れる農用地等を含めて、経営面積が基準面積(89a)を超えること

3 利用申込方法

出し手と受け手が双方揃って、農業委員会事務局窓口にお越しいただき、利用申込相談を行ってください。(相談にあたっては、事前に電話等にてご予約をお願いします。)

利用申込相談受付後、売買の条件の調整を、出し手・受け手・機構の間で行い、条件が整った後、

期限までに要件確認書類を農業委員会事務局にご提出ください。

農業委員会総会での審議・議決後に売買契約のための手続及び書類の提出を指定の日時で、農業委員会事務局で行ってください。

手続・書類提出後、おおよそ1か月後に、県の認可・公告を経て、売買契約が成立します。受け手から機構へ土地代金等の支払後、順次所有権移転登記が行われます。

【R7 年度 利用申込相談受付 期限】

- ① R7. 7.4(金) まで 《所有権移転(機構→受け手)の完了見込: R7. 12月下旬》
- ② R7. 10. 3(金) まで 《所有権移転(機構→受け手)の完了見込: R8. 3月下旬》
- ③ R7. 12.5(金) まで 《所有権移転(機構→受け手)の完了見込: R8.5 月下旬》
- ④ R8.3.6(金) まで 《所有権移転(機構→受け手)の完了見込: R8. 8月下旬》

※ 要件確認・売買条件の調整には時間がかかる場合があります。期限までに要件確認書類の提出ができない場合、次回以降の手続となります。

※ 上記期限に係わらず、余裕をもって利用申込相談を行ってください。

4 利用にあたっての留意点

- ・ 所有権移転登記申請は、機構が行います。
- ・ 機構→受け手の所有権移転登記に係る登録免許税は、受け手の負担となります。(土地代金と併せてお支払いいただきます。)
- ・ 買入手数料として、買入価格の 2.0%(買入協議の場合は 2.5%)を、機構が出し手より徴収します。算出された金額が千円未満の場合は千円となります。(土地代金支払い時に、買入手数料を支払額から差し引く方法でお支払いいただきます。)
- ・ 土地の表題部(面積・地目等)の登記事項に関する変更・更正や登記名義人の氏名等の変更・更正の登記(いわゆる代位登記)は機構では行いません。所有者の現住所と登記簿上の住所が異なる場合は、売買契約の前に必ず住所の変更登記を行ってください。
- ・ 無償譲渡や売買予定価格が周辺地域での売買実例価格等と比較して極端に高額・低額である場合等は事業を利用できません。

※ 詳しくは事務局 または (公財)やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

5 税制上の特例措置

農地売買事業を利用して農用地等を売買した場合、以下の税制上の特例措置が適用されます。

(1) 譲渡所得税(出し手)

譲渡所得が800万円まで特別控除され、所得税が軽減されます。

※買入協議によって農用地が売買された場合は、1,500 万円まで特別控除されます。

(2) 登録免許税(受け手)

税率が 20/1000 から 10/1000 に軽減されます。

(3) 不動産取得税(受け手)

課税標準額の3分の1が控除されます。

※ 詳しくは税務署にお問い合わせください。

機構集積協力金交付事業

農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を進めるため、平成 26 年度より設置された農地中間管理機構(以下「機構」という。)に対し農地を貸し付けた地域及び個人に対し、協力金を交付します。

1 事業対象地域

機構集積協力金の事業対象農地は、農業振興地域の区域内の農地です。

2 事業内容

(1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に協力金を交付します。

① 交付対象地域

次の全ての要件を満たす「地域」です。

ア 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域(地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域を含む。)に含まれていること(区域の外縁が明確である場合に限ります。)

イ 構成戸数が複数戸であること。

ウ 農地面積が農地台帳により明確であること。

② 交付要件

交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも1割以上であること。

ア 新たに担い手に集積される農地面積

イ 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積(計画を含む。)から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積。

なお、「新たに担い手に集積される」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸し付け又は特定農作業委託されること及びこれと一体的に機構を通じて担い手に特定農作業委託されることを言います。

③ 交付額

以下の交付単価に機構への貸付面積を乗じた額

ア 一般地域

・機構の活用率が 80%超 2.8 万円/10a

イ 中山間地域

・機構の活用率が 50%超 80%以下 2.8 万円/10a

・機構の活用率が 80%超 3.4 万円/10a

※交付単価が変更となる場合があります。

(2) 集約化奨励金交付事業

① 交付対象地域

地域集積協力金交付事業に準ずる。

② 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上(中山間地域及び樹園地については 0.5ha 以上)の団地面積の割合が目標年度(事業実施年度の翌々年度)までに 10 ポイント以上増加すること。

(イ) 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が目標年度までに 20 ポイント以上増加すること。

(ウ) 同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が 30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する 1 筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに 1.5 倍以上となること。

③ 交付単価

ア ②の(ア) 1.0 万円/10a

イ ②の(イ)又は(ウ) 3.0 万円/10a

※ 受け手が位置付けられていない農地及び機構を通じた農作業受託の農地面積については、上記の交付単価に 0.5 を乗じた交付単価とします。

④ 交付額

③のア、イの交付単価に交付対象面積を乗じた額

※ 詳しくは農政課にお問い合わせください。

認定農業者制度

認定農業者制度は、農業者が作成する農業経営改善計画を山形市が認定し、その計画が着実に達成されるよう支援していくものです。

1 認定農業者になるには

市に経営規模の拡大、生産方式や経営管理の合理化、農業労働従事の改善などの計画を記載した『農業経営改善計画認定申請書』を提出し、山形市農業振興協議会経営対策推進部会で承認される必要があります。

2 認定農業者の条件は

- (1) 計画が山形市の基本構想に照らして適切であること。
- (2) 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。
- (3) 計画が将来的に山形市の基本構想の水準に到達することが見込まれること。
- (4) 計画の所得目標が専門的農業従事者一人当たり 400 万円程度を超えること。

- (5) 地域でブロックローテーションに取り組んでいる場合は、これに参加する者。
- (6) 満年齢 18 歳以上である者。
- (7) 専ら農業に従事する者または市長が別に定める基準に該当する者。

市長が別に定める基準とは、申請時において主たる従事者が兼業であるものの、その後認定期間内に専ら農業に従事し、基本構想で定める年間農業所得及び年間労働時間の目標達成が確実と見込まれる者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者であることとする。

- ① 年間農業収入が概ね 400 万円以上であり、年間農業従事日数が 150 日以上である者
- ② 地区の認定農業者会長、農業協同組合理事、農業委員等から推薦がある者

3 認定農業者への支援措置

認定農業者には、計画が着実に達成されるよう次の支援措置があります。

(1) 制度資金

様々な制度の資金があり、より条件の良い融資を受けることができます。詳しくは、P22 の「主な制度資金」をご覧ください。

(2) 認定農業者経営改善計画支援事業

経営改善計画に即して行う農業機械の導入及び生産施設の整備に対して助成し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る事業です。(整備事業)

環境にも配慮した上で生産コストの削減を図るため、コンバイン及び法定耐用年数を超えたスピードスプレヤーの分解・清掃・点検についても助成対象となります。(オーバーホール事業)

① 整備事業

ア 事業主体

認定農業者及び同一地域内の認定農業者で組織する農業者団体

イ 採択要件

農業経営改善計画に即したものであること

事業実施年度において満 70 歳までの認定農業者

71 歳以上の後継者がいる認定農業者

〈対象品目例〉

トラクター、スピードスプレヤー、パイプハウス、暖房機、軽鉄ハウス、その他(中古品も可)なお、コンバイン、田植機など、水田農業で使用する機械については「農業機械導入支援事業」にて対象。

〈対象外品目例〉

パソコン、トラック、除雪機、格納庫、農作業小屋、農地購入、土地基盤整備、籾乾燥機など。なお、機械については、単品での価格が 10 万円以下のもの、汎用性の高いもの、不動産等資産形成の度合いの高いもの、これまでの補助事業で整備された施設でまかなうことが可能なもの。

ウ 補助率

30%以内(限度額 100 万円)

なお、販売金額が 1,000 万円以上の家族経営体及び 3,000 万円以上の組織経営体

において、「トラクター」を導入する場合、限度額 150 万円。

エ その他

市単独の融資事業との併用及び他の補助事業との重複はできません。ハウス等については、資材費のみを対象とし、設置工事費及び人夫賃は対象となりません。中古品については、導入する年度において法定耐用年数に達していないものに限りです。

② オーバーホール事業

ア 事業主体

認定農業者及び同一地域内の認定農業者で組織する農業者団体

イ 補助対象内容

コンバイン及び法定耐用年数(7年)を超過したスピードスプレヤーのオーバーホールで事業費が 10 万円以上のもの。

ウ 補助率 30%以内(限度額 20 万円)

(3) 認定農業者組織支援制度

地区の認定農業者組織を育成・支援するため、組織活動に対し助成する制度です。

① 対象組織

地区の認定農業者及び認定農業者を志向する農業者 5 名以上で組織する団体

② 対象活動

- ・組織の運営、または組織を維持していくために必要な活動(総会など)
- ・研修活動(パソコンや簿記の研修、先進地視察研修など)
- ・交流活動(農業者相互間や異業者との交流会など)

③ 補助率

事業費の 50%以内 (限度額 均等割:3 万円 + 会員数割:会員数×1,000 円)

(4) 各種研修会等

農業経営改善に関する相談・研修会を開催し、その計画目標が早期に達成されるよう支援活動を行います。

(5) 水田農業における措置

① 経営所得安定対策

担い手を対象に、経営全体の安定を図る対策として、米・麦・大豆などを対象品目とした交付金、及びセーフティーネット対策を実施します。

対象者は、交付対象水田において生産、販売を行う認定農業者、認定新規就農者、集落営農等です。

ア 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

対象品目 米、麦、大豆など

支援内容 その年の販売収入の合計額が標準的な収入額より下がった場合に、その差額の 9 割を拋出金の範囲内で補填

イ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

支援内容:麦、大豆、そばなどの収量に応じ品質区分の単価を乗じた額を助成。

② 農業機械導入支援事業

認定農業者や集落営農等は、将来的に農地集約の中心的役割が期待されることから、大規模営農による生産コストの低減を図るため、経営面積に応じて農業機械の導入に対して支援します。

ア 補助対象 山形市内に住所を有する下記の者。

(ア) 認定農業者及び同一地域内の認定農業者で組織する農業者団体で、「認定農業者経営改善計画支援事業」の採択要件を満たす者

(イ) 農事組合法人

(ウ) 集落営農組織

イ 対象機械 田植機、コンバイン、土地利用型作物に係る管理機及びアタッチメント等

ウ 補助率 機械購入費の30%以内

エ 上限額 経営規模(または集約面積)に応じて次のとおり上限額を定める。

(ア) 水稻

・経営規模 5ha 未満 100 万円

・経営規模 5ha 以上 10ha 未満 150 万円

・経営規模 10ha 以上の個人及び集落営農組織 375 万円

・経営規模 10ha 以上の法人 500 万円

(イ) 土地利用型作物(そば、大豆、麦など)

・経営規模 10ha 以上の集落営農組織 375 万円

・経営規模 10ha 以上の法人 500 万円

(6) 農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金や補助金を農業経営改善計画等に従い、農用地や農業用機械・施設等の固定資産の取得に充てるため、「準備金」を積み立てた場合、当該積立額を個人は必要経費に算入、法人は損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画等に従い、5 年以内に当該準備金を取り崩したり、準備金として積み立てずに受領した年(事業年度)に用いて、農用地や農業用機械・施設等の固定資産を取得した場合には、「圧縮記帳」できます。

① 対象となる担い手

対象者は、次の交付金等の交付対象者で、青色申告により確定申告を行う担い手です。

ア 認定農業者(個人・農地所有適格法人)

イ 特定農業法人

② 対象となる交付金等

ア 経営所得安定対策の交付金

イ 農地・水・環境保全向上対策の交付金

※ 詳しくは農政課にお問い合わせください。

新規就農支援事業

農業従事者の確保・育成のため、新規就農に関心のある人を対象に参入を促し、初期の経営安定のための支援を実施します。

1 新規就農体験フリープラン(農業短期体験研修)

農業経営者を訪問し、直に指導を受け、最長 5 日間の農業体験研修を実施します。

2 新規就農支援事業費補助金(市補助事業)

(1) 農地の賃借料に対する補助

① 対象者

新たに農業経営を開始した、就農年度から 3 年目までの新規就農者。実施年度において、満 18 歳～70 歳までの者。

※ 借地について、2親等以内を除く者から借りていること。

② 補助率

・補助金の補助基準額は、農業委員会で公表する山形市賃借料情報の最高額とする。

・補助額は、実際の賃借料と基準額のいずれか少ない額とし、年 10 万円を限度とする。

(2) 農業用機械・施設の導入に対する補助

① 対象者

新たに農業経営を開始した、就農年度から 3 年目までの新規就農者。実施年度において、満 18 歳～70 歳までの者。

② 補助対象品目

各種生産管理用機械(例：小型トラクター、管理機、除草機、動力噴霧機など)、パイプハウス等、土壌改良用機械(土壌消毒機、土壌改良剤散布機など)

③ 補助率

事業費は 5 万円以上で、補助率は事業費の 3/10 以内の額。補助上限額は、30 万円。

(3) 住宅家賃に対する補助

① 対象者

山形市で農業研修又は就農することを目的に、市外から山形市に住所を異動した新規就農者。(就農時において、満 50 歳未満の者。研修最長 2 年間、就農後最長 5 年間)

② 補助率

家賃の 1/2 以内の額。補助上限額は 4 万円/月。

(4) 施設修繕費用への補助

① 対象者

新たに農業経営を開始した、就農年度から 5 年目までの新規就農者。実施年度において、

満 18 歳～70 歳までの者。

※ 修繕が必要な施設(ハウス等)について、2 親等以内を除く者から借りていること。

② 補助率

補助率は事業費の 3/10 以内の額。補助上限額は 30 万円。

3 新規就農者育成総合対策事業 経営開始資金(国庫補助)

新規就農者が農業経営を開始してから経営が安定するまでの最長3年間、150 万円/年を交付します。

〈主な要件〉

- ・独立自営就農であること。
- ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画(青年等就農計画)を策定し、認定されていること。
- ・就農時年齢が 50 歳未満であり、農業経営者となることについて、強い意志を有していること。
- ・青年等就農計画が認定されていること。
- ・原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が 600 万円以下であること。
- ・経営を全部または一部継承する場合は、継承する経営以外に新たな作物の導入等、新規参入者と同等の経営リスクを負うこと。
- ・市町村が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること(もしくは位置づけられていることが確実であること)または、農地中間管理機構から農地を借り受けられていること。
- ・生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。

4 新規就農者育成総合対策事業 経営発展支援事業(国庫補助)

就農後の経営発展のために、新規就農者が機械や施設等を導入する場合、経営開始から2年目まで補助金を交付します。

- ・補助対象者 就農開始から2年目までの新規就農者
- ・支援額 補助対象上限額 1,000 万円
(ただし、経営開始資金の交付を受けるのは、上限 500 万円)
- ・補助率 県が支援する額の2倍の額を国が支援
(国 1/2 県 1/4 自己負担 1/4 は融資を受けること)
※国の上限 1/2

5 新規就農者受入協議会

将来の農業を支える人材を確保するために、農業協同組合・農業者・農業法人・県・市の農業関係の団体、機関等が相互に連携し、生産技術、経営販売等への総合的な支援体制を整え、新規就農者の自立安定した農業経営の確立を図ることを目的として、平成 30 年3月に関係機関で構成する「山形市新規就農者受入協議会」を設立しました。

協議会の取組の概要

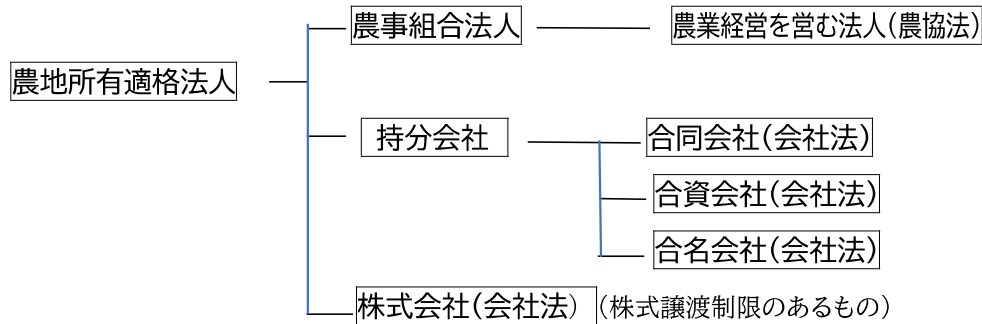
- (1) 新規就農者の研修及び就農相談
- (2) 新規就農希望者の短期研修
- (3) 指導農業者の募集及び調整
- (4) 研修者及び就農者の営農指導
- (5) 農地の情報提供及びあっせん
- (6) 各種補助支援事業の連携した有効活用の調整
- (7) 新規就農者の募集及び PR

※ 詳しくは農政課にお問い合わせください。

農 地 所 有 適 格 法 人

農地所有適格法人とは、農業を営むために農地又は採草放牧地の所有権や使用収益権を取得できる法人です。

法人形態は、農事組合法人、持分会社（合同会社、合資会社、合名会社）、株式会社（定款に株式の譲渡につき当該株式会社の承認を要する旨の定めがある場合に限り。）のいずれかです。



○ 農地所有適格法人になるには

農地所有適格法人になるには、事業要件、構成員要件、役員要件の 3 要件を満たさなければなりません。また、農地所有適格法人になると、常にその要件を満たしている必要があり、毎年決算後に農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければなりません。

(1) 事業要件

主たる事業が農業とその関連事業であること。（関連事業とは、その行う農業に関する事業であって、農畜産物を材料として使用する製造・加工・貯蔵・運搬・販売等をいいます。）

(2) 構成員要件

すべての構成員が次のいずれかであること

- ① 農地の権利を提供した個人（法人に農地を売ったり貸し付けたりしている個人）
- ② 法人が行う農業に常時従事する者（原則として年間 150 日以上）
- ③ 法人に基幹的な農作業を委託した個人
- ④ 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人
- ⑤ 農業関係者以外の者。（ただし、議決権の占有率について制限があります。）

(3) 役員要件

執行役員（理事、取締役等）の過半数の者が法人が行う農業の常時従事者たる構成員であり役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1 人以上が農作業に従事していること。

※ 詳しくは事務局にお問い合わせください。

主 な 制 度 資 金

制度資金は、農家の皆様が営農活動を行うときに役立つように考えられたものです。融資の承認は、農家の皆様の経営状況や資金の利用目的などを把握した上で行います。原則として、事前着工は認められませんので、利用ご希望の方は、事前に農協または村山総合支庁農業振興課等へ相談くださるようお願いいたします。

借入れ手続きおよび相談手続きは、次の相談窓口にてお願いします。なお、金融情勢の変動で貸付金利が改定されることがありますので、あわせてお確かめください。

〈相談先〉

- ・農林中央金庫 ・日本政策金融公庫 ・山形市農協本店・各支店
- ・山形農協本店各支店 ・村山総合支庁農業振興課、農業技術普及課 他

1 農業近代化資金

この資金は、効率的・安定的な経営体を目指す農業者の経営改善を支援する資金です。認定農業者や認定新規就農者とその他農業者(一定の要件あり)では貸付条件が異なります。

(1)資金使途

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

(2)借入限度額:農業を営む者 個人18百万円(特認2億円)、法人・団体2億円
:農協等15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

(3)借 入 金 利:1.50% (令和7年2月20日現在)

(4)償還期 限:資金使途に応じ7~20年以内(うち据置2~7年以内)

(5)融 資 率:原則80%以内(認定農業者:100%以内)

(6)そ の 他:認定農業者が借り入れる場合には以下の特例があります。

〈認定農業者に対する特例〉

- ① 上図の利子助成(最大2%。以下同じ。)により、償還終了時(最長15年間)まで、償還期限に応じて 0.95%~1.45%(スーパーL資金の貸付金利と同水準)での融資が受けられます。
- ② ①とは別に、「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者は、上図の利子助成により、貸付当初5年間実質無利子、その後償還終了時(最長15年間)まで、償還期限に応じてスーパーL資金の貸付金利と同水準での融資が受けられます。

※ ①の限度額:個人18百万円、法人36百万円まで、②の限度額:貸付当初5年間は2億円まで、その後償還終了時までは個人18百万円、法人36百万円まで(担い手

経営発展支援金融対策事業又は災害関連資金等の対象となるものは2億円まで)
①及び②ともに、農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金は対象外。

2 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

この資金は、認定農業者の経営改善を金融面から支援するための長期資金です。貸付を受けるには簿記記帳を行っていること(又は今後簿記記帳が確実に見込まれること)が前提となります。

(1)資金の使途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得
- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

(2)借入限度額：個人3億円(複数部門経営等は6億円)

法人 10 億円(民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)

(3)借入金利:0.95%~1.50%(令和7年2月 20 日現在)

(4)償還期限:25年以内(うち据置期間10年以内)

(5)その他

農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金(負債整理等長期資金は除く。)については、(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成(最大2%)により、貸付当初5年間実質無利子での融資(最大20 億円)を受けることができます。

3 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

この資金は、認定農業者が、計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な資金を1 年で随時、借入・返済を繰り返す短期資金です。貸付方式は当座貸越及び手形貸付による極度借入方式又は証書貸付となります。

(1)資金の使途

・計画の達成に必要な運転資金一般(既往負債の借換えは含まない。)

(短期運転資金の例)

- ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- ・肉用素畜、中小家畜等の購入費
- ・営農用施設・機械の修繕費
- ・地代(賃借料)、営農用施設・機械のリース・レンタル料
- ・市場開拓費、販売促進費 等

(2)借入条件等

①借入方式等

(ア) 極度借入方式(当座貸越又は手形貸付により極度額の範囲内で随時借入、随時返済)又は証書貸付

(イ) 利用期間は、原則として計画期間

(ウ) 極度額等については、原則として毎年見直し

②極度額等の上限

認定農業者:個人500万円、法人2千万円 (畜産・施設園芸については、それぞれ4倍)

③借入利率

変動金利制:(最新の金利については取扱融資機関にお問い合わせ下さい。)

(当座貸越方式をとる場合は、0.5%の範囲内で上乗せとなる。)

4 農業改良資金

この資金は、貸付資格の認定を受けた者が、農畜産物の加工・新たな作物部門に取り組む等の高リスク農業にチャレンジする場合に活用できる無利子の資金です。

(1)資金の使途

農業改良措置を実施するために必要な資金

- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金

(2)借入限度額:個人 5,000 万円

:法人・団体 1 億 5,000 万円

(3)借 入 金 利:無利子

(4)償 還 期 限:12年以内(うち据置期間3～5年以内)

5 農業経営負担軽減支援資金

経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金です。

(1) 借入対象者

① 以下の条件を満たす農業者(法人を含む。)

- ・農業経営改善に取り組む意欲と能力を有するもの
- ・60 歳未満の者では、主として農業に従事(60 歳以上の者の場合は後継者が農業に従事)しているもの
- ・農業所得が総所得の過半を占めるもの
- ・現に約定償還金の一部の返済が可能であるもの

② 目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者

(2)資金使途:営農負債の借換え

(3)借入限度額:営農負債の残高

(4)借入金利:1.50%(令和7年2月20日現在)

(5)償還期限:10年(うち据置期間3年)以内

※ ただし、既往債務の年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合の償還期限は15年以内

6 経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための長期低利の資金です。

(1)資金使途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
- ・農地等の賃借権及び権利金等
- ・農機具、運搬用機具その他の施設の賃借権の取得(※1)
- ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
- ・家畜の購入又は育成
- ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
- ・農薬費その他の長期運転資金(※2)
- ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金

(注)※1のうちその他の施設の賃借権の取得については集落営農組織に限る。

※2 については、地域における継続的な農地利用を図る者、集落営農組織などに限る。

②償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理(再建整備資金)
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減(償還円滑化資金)
- ③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金(事業再生支援資金)
- ・農薬費その他の長期運転資金

(2)借入限度額・償還期限・借入金利(借入金利は令和7年2月20日現在)

資金名	[借入限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内 で①～③の合計額	償還期限	借入金利
①前向き投資資金	負担額の 80%	25 年以内 (うち据置 3～ 10 年以内)	1.50%
②償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人 1,000 万円～2,500 万円 法人 4,000 万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間(特 認の場合 10 年間)において支払わ れる既往借入金等負債の各年の支 払金の合計額		
③事業再生支援資金	負担額の 100%		

7 青年等就農資金

この資金は、新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付けるものです。

(1) 貸付対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

(2) 資金使途

- ① 施設、機械の取得等(農地等の取得は除く)
- ② 果樹等の新植・改植又は育成
- ③ 家畜の購入又は育成
- ④ 地代(賃借料)、機械のリース料
- ⑤ 経営開始に伴って必要となる資材費

(3) 貸付条件

- ① 貸付金利 無利子
- ② 償 還 17 年以内(うち据置 5 年以内)
- ③ 貸付限度 3,700 万円

8 山形市農業後継者及び認定農業者育成支援事業貸付金(市単独事業)(市預託金農協窓口)

農業後継者(20 歳以上 40 歳未満)及び認定農業者が営農の拡充並びに研修活動を行うための資金です。

- (1) 貸付金利 1.0%
- (2) 償 還 10 年以内(うち据置期間は、果樹の植栽事業が2年でその他は 1 年)
- (3) 貸付限度 500 万円
- (4) 融 資 率 借入者が負担する額の 80%以内の額

9 山形市農業災害復旧資金貸付金 (市単独事業)(市預託金農協窓口)

農業災害により災害を受けた農業者が、破損・滅失した農業設備を復旧し、生産活動を原状回復するための資金です。

- (1) 貸付金利 0.5%
- (2) 償 還 5 年以内(うち据置 1 年以内)
- (3) 貸付限度 100 万円
- (4) 融 資 率 借入者が負担する額以内の額

農 業 者 年 金 制 度

1 加入について

次の3つの要件を全て満たす場合は誰でも加入できます。

(1) 年齢要件

20歳以上65歳未満（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）の者

(2) 国民年金上の要件

国民年金の第1号被保険者で、付加年金(月額400円)も含めた国民年金保険料を納付している者(保険料納付免除者でないこと)

(3) 農業上の要件

年間60日以上農業に従事する者

※60歳以降、農業者年金に加入する場合は、通常加入のみ。

※60歳以降も引き続き加入する場合は、再度、農業者年金の加入手続きが必要です。

2 保険料について

月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選ぶことができます(いつでも変更できます)。また、1年分を一括して前納することでの割引もあります。

令和4年1月1日から、35歳未満で次の(1)～(5)のいずれにも該当しない方は、保険料の納付下限額が1万円に引き下げられました。

(1) 認定農業者かつ青色申告者

(2) 認定就農者かつ青色申告者

(3) (1)又は(2)の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属

(4) 認定農業者又は青色申告者

(5) (1)又は(2)以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

3 政策支援(保険料の国庫補助)について

農業所得が900万円以下であり、60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる方(39歳までに加入)には、次の表の区分により国から保険料が補助されます。

政策支援対象区分	国庫補助額	
	35歳未満	35歳以上
(1) 認定農業者または認定就農者で、青色申告者	10,000円	6,000円
(2) (1)の方と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	10,000円	6,000円
(3) 認定農業者、青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した方	6,000円	4,000円

(4) (1)の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の方は10年以内)に認定農業者で青色申告者になることを約束した方	6,000 円	—
---	---------	---

保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から上記補助額を差し引いた金額となります。なお、政策支援が受けられる期間は、次のア＋イの合計で最長20年までです。

ア 35歳未満は上記の表の要件を満たしている全ての期間

イ 35歳以上は10年以内

4 資格喪失について

国民年金の資格を喪失したときや、国民年金の第2号、第3号被保険者になった時、国民年金保険料の納付免除となったときは資格喪失となります。また、加入者はいつでも申し出によって脱退することができます。いずれの場合にも農協での手続きが必要です。

なお、新制度では脱退一時金はありません。納付済保険料は、農業者老齢年金又は死亡一時金として受け取ることとなります。

5 老齢年金の受給について

1ヶ月以上納めた保険料については、60歳から75歳になるまでの間で、年金の受給開始時期を選択(裁定請求)することができます。

※60歳から64歳までの間で年金受給を開始することは繰上げ請求となります。

※75歳までに年金の請求手続きをしなかった場合は、75歳に達した日の翌月分からの受給となります。

6 政策支援を受けた部分の受給(特例付加年金)について

政策支援に該当して国の補助を受けた部分については、次の要件を満たせば年金として支給されます。

(1) 保険料納付要件

旧制度と新制度の保険料納付済期間等を合算して20年(240月)以上になっていること。

(2) 受給年齢要件等

65歳に達し、経営継承をした方。なお、経営継承後60歳以降であれば、老齢年金の支給と同時に繰り上げて受給することもできます。受給開始時期を選択(裁定請求)ことができ、受給開始年齢の上限はありません。

経営継承とは、農地等の全てについて所有権移転又は使用収益権の設定等のほか、温室や畜舎等の農業用施設の所有権移転又は使用収益権の設定及び用途廃止等の手続きを行い、農業経営者でなくなることです。

なお、特例付加年金は、受給する方が経営継承した農地を売ったり、転用をしたり、農業経営を再開等した場合は、その時点で支給停止になります。

7 死亡一時金について

80歳に達する前に死亡した場合、納めた保険料は、死亡当時生計を同一にしていた遺族に一時

金として支給されます。死亡一時金の額は、80歳に達する月までに受け取るはずであった老齢年金の現在価値に相当する額になります。(特例付加年金部分については、この死亡一時金はありません。)

※ 詳しくは事務局にお問い合わせください。

旧 農 業 者 年 金 制 度

1 年金の種類

旧制度は農業者老齢年金と、経営移譲の相手方に応じて加算の付く年金(経営移譲年金 加算付年金)、加算の付かない年金(経営移譲年金 基本額年金)に分かれています。

2 旧制度の農業者老齢年金を受給するには

次の(1)、(2)の合計月数が20年(240月)以上で、65歳に達したとき農業者老齢年金を受給できます。

(1) 旧制度に係る保険料納付済期間等

(2) 平成14年1月から65歳に達する月の前月までの月数

運転免許証、農協通帳を持参のうえ、農協で年金請求の手続きをしてください。

3 旧制度の経営移譲年金について

昭和32年1月2日以降に生まれた方は、農業者老齢年金のみの受給となります。

4 経営移譲年金を受給されている方への注意点

(1) 経営移譲年金が支給停止になる事例

① 受給者が農業を再開したとき

② 受給者が農地所有適格法人の構成員になったとき

③ 後継者に対して使用収益権設定した農地等(特定処分対象農地)の全部または一部を転用や売買したとき

④ 農業共済・農協・土地改良区・転作助成金・農業所得の申告等の名義が受給者名義になったとき

⑤ 毎年6月の現況届の提出をしないとき

(2) 経営移譲年金が支給停止にならない事例 (必ず農協で所定の手続きが必要です。)

① 後継者が死亡または障害の状態になったとき(受給者が農業を再開した場合は受給停止)

② 経営移譲農地(特定処分対象農地)が下記に該当した場合

ア 農業用施設用地にするとき

イ 土地収用事業(国・県・市等の買収)によって収用されたとき

ウ 譲受後継者以外の直系卑属の分家住宅用地にするとき

- エ 特定処分対象農地を売っても、その農地の8割以上の代替地を取得し、1年以内に譲受後継者に処分したとき
- オ 後継者移譲の農地を、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けたとき

※ 詳しくは事務局にお問い合わせください。

農業者年金 現況届について

毎年5月末頃に、農業者年金基金から送付されている「農業者年金受給権者現況届」は、6月中に農業委員会事務局又は、最寄りのコミュニティセンターへご提出をお願いします。

なお、現況届を提出されなかった場合、農業者年金が差し止めになりますのでご注意ください。

受給権者の方が死亡した場合の手続きについて

受給権者が死亡した場合は、遺族は「農業者年金死亡関係届出書」を、死亡日を明らかにすることができる市区町村長の証明書を添付して、10 日以内に住所地のJAを経由して基金へ提出してください。**※最寄りの農協支店で手続きをお願いします。**

受給権者が死亡された月分まで年金が支給されます。一定の要件を満たす遺族は、未支給年金があるときは死亡関係届出書提出時に、未支給年金を請求することができます。

農業者年金加入者が死亡した場合の手続きについて

次の死亡者の要件に該当する被保険者が死亡した場合において、一定の要件を満たす遺族があるときに、その遺族に死亡一時金が支給されます。

- 1.その者の死亡当時、その者と生計を同じくしていた者
- 2.配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順で先順位の遺族
- 3.保険料納付済月数が死亡日の前日において3年以上であること

要件に該当している場合は、「農業者年金死亡関係届出書」をJA経由にて基金に提出してください。**※最寄りの農協支店で手続きをお願いします。**

贈 与 税

贈与税は、個人から財産の贈与(死因贈与を除く)を受けた場合に、その贈与を受けた個人に対し、その年において贈与を受けた財産の価額から、基礎控除を控除した金額に対し課税される税金です。贈与税は、相続税の補完税といわれており、生前に贈与することによって相続税負担を不当に軽減されることを防止するための役割をもっており、そのため基礎控除や税率などは一般に相続税よりも税負担が重くなるようになっています。

○ 農地等の生前一括贈与に伴う贈与税の納税猶予制度

農業の後継者確保と農地の細分化防止のため、昭和39年度から農地等の生前一括贈与に伴う贈与税の納期限延長の制度が設けられ、昭和50年度から贈与税の納税猶予制度に改められて今日に至っています。

1 対象となる農地等

贈与者がその農業の用に供している農地の全部、採草放牧地及び準農地の 3 分の 2 以上を、一括して贈与したときに限ります。

2 贈与者の要件

農地等を贈与した日まで引き続いて 3 年以上農業を営んでいた個人

3 受贈者の要件(次の要件をすべて満たすこと)

- (1) 推定相続人の一人であること
- (2) 贈与により農地等を取得した日の年齢が 18 歳以上であること
- (3) 贈与を受けた日まで引き続き 3 年以上農業に従事しており、かつ担い手(認定農業者、認定新規就農者等)であること
- (4) 贈与により農地を取得後すみやかにその農地について農業経営を行うことが条件であり、要件の全てに該当することを農業委員会が証明した個人

4 贈与税の納税猶予期間

- (1) 納税猶予期間は農地等の贈与者の死亡の日まで

- (2) 以下の場合には贈与者の死亡日前においても納税猶予は打ち切られます。

ア 農地等の受贈者が贈与により取得した農地等を譲渡等(譲渡、贈与、転用、他人への貸付等)したため、その利用面積が 20%を超えて減少した場合は、その事実が発生した日

イ 贈与を受けた農地等による農業経営を廃止した場合は、その廃止の日

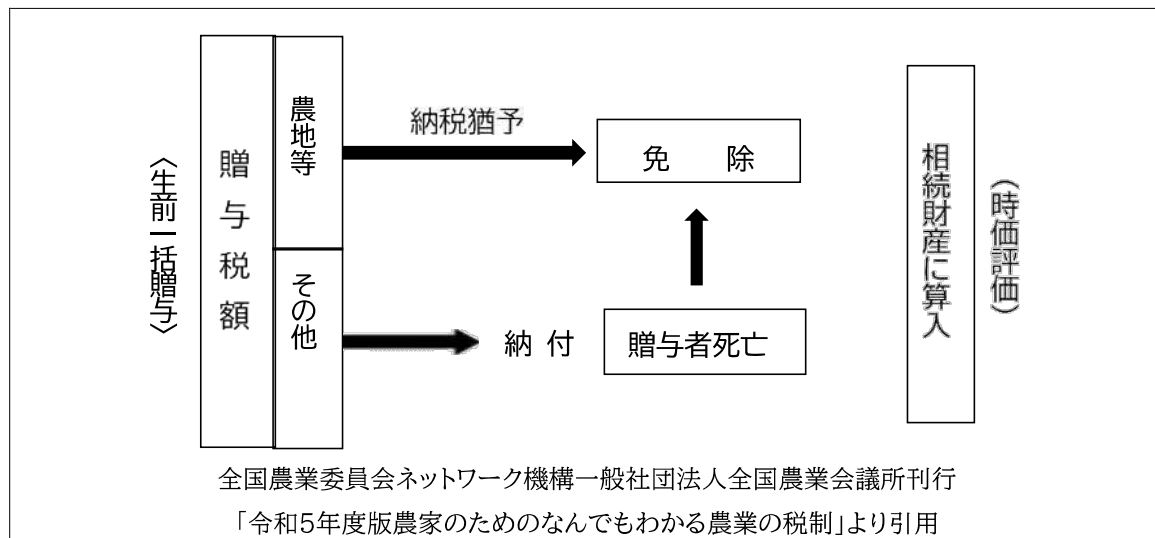
ウ 当該受贈者の推定相続人に該当しなくなった場合は、その該当しなくなった日

以上について、それぞれの日から 2 か月を経過する日をもって納税猶予は打ち切りとなります。この場合には猶予税額の全部又は一部と猶予期間の月数に応じて、利子税をあわせて納付しなければなりません。

なお、納税猶予の適用を受ける農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定す

る農地中間管理事業による貸付け等(特定貸付け)を行った場合は、貸付けを行った日から2ヶ月以内に税務署にその旨の届出書を提出した場合には、納税猶予が継続されます。

農地等の贈与税の納税猶予



※ 詳しくは税務署にお問い合わせください。

譲渡所得税

土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって他の所得と区分して計算します。さらに譲渡した土地や建物をいつから持っていたかによって、長期譲渡所得と短期譲渡所得とに区分した上で、それぞれ別の方法で税額を計算します。

※ 詳しくは税務署にお問い合わせください。

相続時精算課税制度

贈与税の課税制度には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合には、「相続時精算課税」を選択することができます。この制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に相続税として精算課税します。また、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。

ただし、一度この制度を選択すると、その後は同じ関係(父から子のような同一の関係)の贈与は

この制度によることになり、暦年課税の対象となりません。また、贈与税の納税猶予制度との併用はできません。この制度で農地を贈与した後に相続が発生した場合、贈与した農地については相続税納税猶予制度が適用されません。

1 適用対象者(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

適用対象者となる贈与者は60歳以上である父母または祖父母、受贈者は18歳以上の子、または孫である推定相続人(代襲相続人を含む。)。

2 適用対象財産

贈与財産は、種類、金額、贈与回数に制限はありません。

3 適用手続き

本制度の適用を受けようとする受贈者は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、所轄税務署に対してその旨の届出を贈与税の申告書に添付することにより行います。この選択は、受贈者が各々、贈与者ごとに選択できるものとされ、最初の届出により本制度は相続時まで継続して適用されます。

4 税額の計算(令和6年1月1日以降)

(1) 贈与税額の計算

本制度の選択をした受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価値の合計から、基礎控除額110万円を控除し、特別控除(最高2,500万円)適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて贈与税額を算出します。

(2) 相続税額の計算

本制度の選択をした受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額から、基礎控除額を控除した残額を、本制度に係る贈与者の相続財産に加算します。

※ 詳しくは税務署にお問い合わせください。

怕 稅 忱

○ 農地等の相続税の納税猶予制度

農地等の相続税の納税猶予

(A) 通常価格 による 相続税額	(C) 納税猶予税額 ↑ ↓
	(B) 農業投資価格 による相続税額

(注) 農業投資価格(※)による課税価格が基礎控除額以下の場合には、納付すべき相続税は発生しません。

全国農業委員会ネットワーク機構一般社団法人全国農業会議所刊行
「令和5年度版農家のためのなんでもわかる農業の税制」より引用

その納税猶予税額は、
次の場合のいずれかに該当すること
となったときに免除されます。

- ① その相続人が死亡した場合
- ② その相続人が、特例の適用を受けた農地等を農業後継者に生前一括贈与した場合
- ③ 市街化区域内の農地等で、その相続人が農業を申告期限から20年間継続した場合。

なお、平成 21 年 12 月 15 日から、市街化区域外の農地等に限り、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理事業による貸付け等を行っても、相続税の納税猶予が継続することになりました。（この仕組みを「特定貸付け」といいます。）

対象となるものは農地及び採草放牧地又は準農地であって

- (1) 被相続人が農業の用に供していたもので申告期限までに遺産分割されているもの
- (2) 被相続人から生前一括贈与により取得した農地等で、被相続人の死亡時までその特例の適用を受けていたもの
- (3) 相続開始の年に被相続人から生前一括贈与を受けたもの
- (4) 被相続人が特定貸付け等を行っていた農地等

(1) 死亡の日まで農業を営んでいた人

- (2) 農地等を生前一括贈与した場合の贈与税の特例に係る贈与者
- (3) 特定貸付又は営農困難時貸付を行っていた者

3 相続人の要件(次のいずれかに該当する人)

- (1) 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人
- (2) 農地等を生前一括贈与した場合の贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた者のうち、農業者年金の特例付加年金(旧法の経営移譲年金を含む)の支給を受けるために、贈与を受けた農地等を後継者に使用貸借させた後も引き続き贈与税の特例の適用が認められた者であって、相続後も引き続きその後継者に使用貸借させ、その農地等に係る後継者として農業に従事すると認められる人
- (3) 被相続人から相続等により農地を取得した相続人で、特定貸付等を継続、もしくは相続税の申告期限前に特定貸付けを行った者

※ 詳しくは税務署にお問い合わせください。

遊休農地に対する課税強化

1 対象となる遊休農地

農地法第 36 条の規定により、農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構に当該農地の貸付を行うよう、農地中間管理機構と協議することを勧告した農業振興地域内の遊休農地は、固定資産税の課税強化の対象になります。

この協議勧告が行われるのは、農地法第 32 条の規定に基づき、遊休農地の所有者に対して農業委員会が行う「利用意向調査」において、所有者が農地中間管理機構への貸付の意思を表明せず、かつ、自ら耕作の再開も行わないなど一定期間の経過後も遊休農地を放置している場合です。

なお、農地中間管理機構の事業基準に適合しない農地の場合は、農地中間管理機構との協議勧告の対象にならないため、課税強化は行われません。

2 課税強化の手法

通常の農地の固定資産税の評価額は「売買価格×0.55(限界収益率)」となっていますが、農地中間管理機構との協議勧告を受けた遊休農地は、0.55(限界収益率)を乗じないとされ、結果的に税額が約 1.8 倍になります($1 \div 0.55 \div 1.8$)。

なお、以下のいずれかに該当することとなった場合、農地中間管理機構との協議勧告が撤回され、翌年度以降の固定資産税から課税強化は解除されます。

- (1) 遊休農地が解消されたことを農業委員会で確認した場合。
- (2) 所有者と農地中間管理機構との協議の結果、当該農地を農地中間管理機構が借り入れた場合。
- (3) 都道府県知事の裁定により、当該農地を農地中間管理機構が中間管理権を取得した場合。

※ 詳しくは事務局にお問い合わせください。

全国農業新聞

全国農業新聞は、週刊の農業専門紙として、土地問題、先進的な農業経営・栽培技術に取り組む農業者の事例、新規就農者への支援など、様々な角度から情報提供を行っています。

週刊 金曜日発行 月 700 円、年 8,400 円(消費税込み)

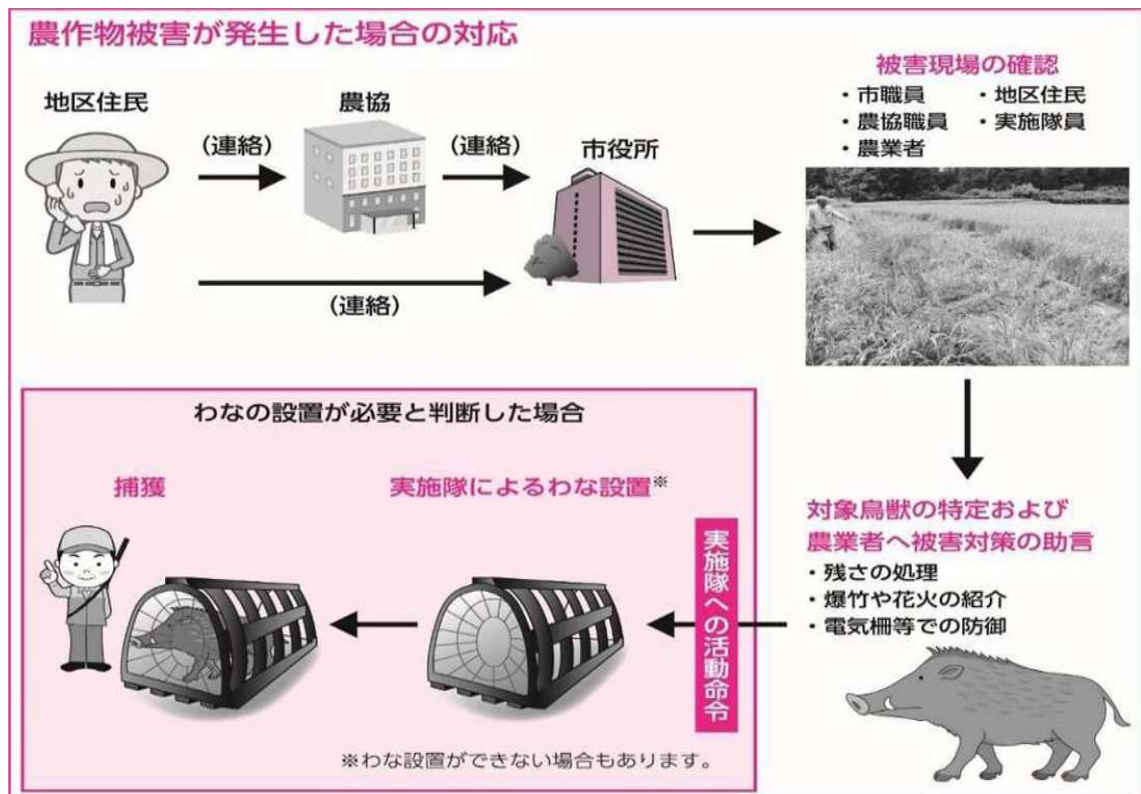
※ 購読申込等、詳しくは事務局にお問い合わせください。



有害鳥獣による農作物被害発生時の対応

有害鳥獣による農作物の被害が発生した場合には、市では、各関係者とともに被害発生現場の確認を行い、追い払いや捕獲活動を実施します。なお、現場の状況により、捕獲活動の対応が異なります。

※ 詳しくは農村整備課にお問い合わせください。





「もしも」にそなえる、
あなたへのエール。

収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害に加え、価格の低下、ケガや病気なども含めた
様々なリスクによる収入の減少を補てんする保険です。



加入できる方

青色申告を行っている
農業者（個人・法人）が対象です。

加入申請時に青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。令和7年から青色申告を始めた方は令和8年補償分から加入できます。ただし、青色申告実績が4年未満の場合は、補償限度額が一定程度引き下がります。



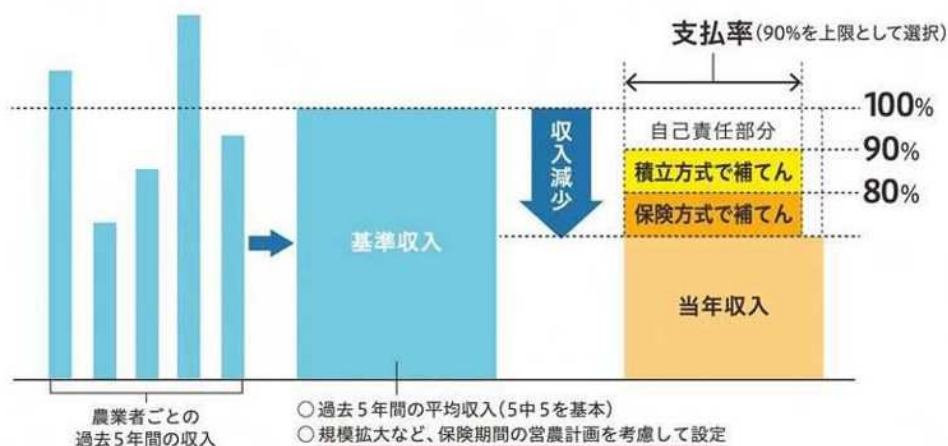
対象となる収入

農業者が自ら生産した
農産物の販売収入全体です。

※簡易な加工品（精米、もち等）は含まれます。
※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象のため除きます。



収入保険の補てん方式



01 基準収入

農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均を基本とし、規模拡大など、保険期間の営農計画を考慮して設定します。

02 補てん方式

「保険方式」と「積立方式」の組み合わせ(90%限度)により収入の減少を補てんします。※保険方式(必須)に積立方式を組み合わせるかどうかは選択できます。

03 支払保険金等

当年の収入が、基準収入の一定割合(上限90%)を下回った場合、下回った額の一定割合(上限90%)を保険金等として受け取れます。

加入者負担保険料等

保険料等は**50%**、積立金は**75%**を国が負担します

国庫負担差引後

基準収入	保険料等 (事務費含む)	積立金	負担額計
100 万円	17,064 円	22,500 円	39,564 円
500	67,320	112,500	179,820
1,000	130,140	225,000	355,140

積立金は補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます

- ◆保険料は保険金の受取りがない場合、翌年から段階的に安くなります。
- ◆保険料、積立金の納入は**分割納入**ができます。(2回～9回)
- ◆自動継続特約やインターネット申請の利用で、**事務費が割引**になります。(最大4,500円)

加入・支払等のスケジュール(個人の場合)



収入保険のポイント

青色申告実績1年分のみで加入可能

令和7年から青色申告を始めた場合、令和8年から加入できます。

※青色申告へ変更するには3月15日まで税務署への届出が必要です。



甚大な気象災害による影響を緩和する特例

甚大な気象災害が原因で農業収入が下がった場合、被害年の農業収入を、その年の基準収入の8割まで上方修正し、翌年の基準収入を算定できます。



積立金の負担軽減タイプ

掛け捨ての保険方式のみで基準収入の9割まで補償する事もできます。積立金がないため、新規加入時の負担が少なくなります。また、保険料を全額経費として扱うことができます。

お問合せ

収入保険制度についてお気軽にお問合せください

山形県農業共済組合



NOSAI山形

本所 ☎023-665-4700
最上出張所 ☎0233-29-5711

置賜支所 ☎0238-27-7017
庄内支所 ☎0234-91-1553

ご相談は
こちらでも



令和7年 山形市賃借料情報

(単位：円／10a，年間賃借料)

農地区区分			※情報額		締結（公告）された地区名、大字名	
平坦部	A	(田)	平均額	14,700円	山形 旧山形市 菅原 砂塚 豊原 長苗代 西崎 南石関 荒橋 土樋 鈴川 印役町(大豆田) 大野目 早乙女 浜崎 穂積 芳野 平久保 千歳 泉町 沖町 落合町 境田町 栄原 長町(向河原) 飯塚 飯塚町 飯塚口 石関 砂田 西見田 宮浦 横道 榎沢 上榎沢 下榎沢 金石田 黄金 千代田 天神台 平田 柳田 南沼原 松栄 高堂 沼木 南館 明神前 吉原 若宮 飯沢 木ノ目田 中沼 羽黒堂 滝山 青田 旭ヶ丘 鳥居ヶ丘 白山 前田町 松見町 南原町 南二番町 元木 金井 内表 内表東 梅野木前 江俣 北江俣 行才 志戸田 島 陣場 陣場新田 陣場南 鯉洗 瀬波 田端 吉野宿 上江 追散 東志戸田 南志戸田 北志戸田 立道 中江 馬合 横井 楯山 青柳 風間 上柳 下柳 千刈 千石 近田 寺西 塔の前 豊風 西越 花岡 出羽 漆山 千手堂 七浦 大郷 今塚 馬洗場 河原田 北田 三社 下田 高田 檀野前 塚野目 天神町 藤治屋敷 銅谷口 樋越 中田 中野 中道 長表 七十刈 成安 西中野 八幡前 服部 馬合 東田 東笹野町 船町 見崎 見崎川原 南田 向新田 本屋敷 八ツ口 割田 白川 片谷地 津金沢 東黒沢 松原 谷柏 南山形 明 治 洪江 達磨寺 中野目 長崎 灰塚 本 沢 明石堂 石寺 京旦 二位田 西二位田 西前明石 東二位田 前明石	
			最高額	24,000円		
			最低額	6,300円		
			データ数	585件		
	B	(田)	平均額	14,400円	鈴川 印役町 鈴川町 双月町 高原町 山家町 山家本町 和合町 花楯 五十鈴 楯山 青野 新開 十文字 南山形 黒沢 滝山 東青田 小立 上桜田 中桜田 平清水 松山 蔵王 表蔵王 蔵王西成沢 蔵王野際 蔵王松ヶ丘 蔵王美原 蔵王南成沢 蔵王成沢 桜田東 桜田西 蔵王飯田 飯田西 東 沢 あさひ町 東山形 松波 本 沢 鋳物町 御手作 菅沢 大師堂 百目鬼 長谷堂(隔間場・飯の森を除く) 門前 谷地前 西山形 柏倉・門伝(国道東側) 大道端 佐倉宿 高木 田吹 富神台 中屋敷 村木沢 阿弥陀 替所 才津 辻 藤沢川 村木沢(国道東側) 大曾根 内城 替所 下反田(国道東側) 藤沢川 古館(国道東側) 東古館 南反田	
			最高額	18,000円		
			最低額	9,000円		
			データ数	80件		
	C	(田)	平均額	13,800円	南山形 小松原 蔵王 蔵王半郷 南半郷 東半郷 西山形 柏倉・門伝(国道西側) 城森 富神前 村木沢 桜ヶ丘 城森 反町 並柳 舞台 村木沢(国道西側) 若木 本 沢 長谷堂(飯の森地区) 大曾根 上反田 後明 下反田(国道西側) 常明寺 土屋倉 古館(国道西側) 並柳 高 瀬 大森 こも石 下東山(二本堂・宝田地区) 中里	
			最高額	15,000円		
			最低額	8,400円		
			データ数	62件		
山間部	D	(田)	平均額	6,100円	本 沢 長谷堂(隔間場地区) 滝山 岩波 神尾 土坂 八森 東 沢 上宝沢 下宝沢 釈迦堂 関沢 滑川 新山 防原町 妙見寺 西山形 柏倉(新田地区) 門伝(七ツ松・荻の窪・礫石地区) 村木沢 村木沢(出塩・足沢・大谷地・上平地区) 大曾根 滝ノ平 芳沢 蔵王 蔵王上野 蔵王堀田 蔵王山田 蔵王温泉 高 瀬 上東山 下東山(二本堂・宝田地区を除く) 切畑 高沢 山 寺 山寺全地域	
			最高額	8,100円		
			最低額	4,700円		
			データ数	19件		
(参考)	山形市 平均	(田)	平均額	14,300円	この額は賃貸借契約をする際の参考としていただき、 実際の契約額については、経営形態や収量などを考慮し、 当事者間で話し合い決定してください。	
最高額			24,000円			
最低額			4,700円			
データ数			746件			

※上記「(参考)山形市平均」の平均額は、各区分の集計に用いた全賃借料データの平均です。

農地区分		※情報額	
山形市 全 域	(畑)	平均額	1 2 , 4 0 0 円
		最高額	2 5 , 0 0 0 円
		最低額	5 , 0 0 0 円
		データ数	5 5 件

農地区分		※情報額	
山形市 全 域	(樹園地)	平均額	1 6 , 6 0 0 円
		最高額	3 0 , 0 0 0 円
		最低額	8 , 4 0 0 円
		データ数	5 7 件

- 1 令和6年1月から12月までに契約された賃借料
- 2 標準的な水準を算出するため、区分毎に、全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

山形市農業委員会 電話 023-641-1212 (内線 775・776)

裏面に過去の平均額推移を掲載

平均額の推移（カッコ内は対前年の増減率）

（単位：円／10a）

農地区分			R2年1～12月	R3年1～12月	R4年1～12月	R5年1～12月	R6年1～12月
平坦部	A	(田)	15,500円 (100.0%)	15,000円 (96.8%)	14,400円 (96.0%)	14,500円 (100.7%)	14,700円 (101.4%)
	B	(田)	15,800円 (101.9%)	15,800円 (100.0%)	15,100円 (95.6%)	14,300円 (94.7%)	14,400円 (100.7%)
	C	(田)	13,600円 (93.2%)	13,100円 (96.3%)	13,800円 (105.3%)	13,400円 (97.1%)	13,800円 (103.0%)
山間部	D	(田)	5,500円 (67.9%)	9,200円 (167.3%)	5,800円 (63.0%)	5,600円 (96.6%)	6,100円 (108.9%)
(参考) 山形市 平均		(田)	14,900円 (98.0%)	14,800円 (99.3%)	14,100円 (95.3%)	14,300円 (101.4%)	14,300円 (100.0%)

農地区分		R2年1～12月	R3年1～12月	R4年1～12月	R5年1～12月	R6年1～12月
山形市 全 域	(畑)	11,200円 (80.0%)	17,400円 (155.4%)	11,700円 (67.2%)	14,000円 (119.7%)	12,400円 (88.6%)

農地区分		R2年1～12月	R3年1～12月	R4年1～12月	R5年1～12月	R6年1～12月
山形市 全 域	(樹園地)	17,700円 (101.1%)	11,800円 (66.7%)	14,500円 (122.9%)	13,500円 (93.1%)	16,600円 (123.0%)

令和7年度 農作業賃金・機械利用料金標準

山形市農業委員会

農作業賃金		作業	1日(8時間)	1時間当り
		稲作		
果樹・野菜	稲作全般		7,680円	960円
	稲摺り		8,320円	1,040円
	果樹剪定		10,640円	1,330円
	果樹ハウス張替		10,400円	1,300円
	一般作業・収穫		7,680円	960円
上記以外の一般作業	桜桃収穫		8,320円	1,040円
	選別・箱詰		7,680円	960円
上記以外の一般作業			7,680円	960円

注意事項

1. 早朝作業は、両者間で十分話し合いのうえ、割増額を定めましょう。
2. (農作業)賃金は消費税の課税対象ではありません。
3. この農作業賃金標準は基準・目安として設定したものです。当事者間で十分話し合いのうえ決定してください。
4. 山形県の最低賃金は955円（1時間あたり）です。
- 【令和6年10月19日から適用】根拠法令：最低賃金法
- 年度途中に改定があった場合は改定後の最低賃金を参考にしてください。

安全第一で農作業を行い、事故防止に努めましょう

安心で豊かな将来のため、農業者年金に加入しましょう

機械利用料金（個人所有）				
作業	料金	摘	要	
畔ぬり	55円	1m当り	片側機械ぬり	
田耕うん	9,750円	10㍻当り		
代かき	9,740円	10㍻当り		
育苗	840円	1箱当り		
機械田植	8,920円	10㍻当り	植付けだけ(側条施肥付きの場合は1割程度割り増し加算とする)	
バインダー刈り	10,830円	10㍻当り	糸つき・刈りなげ	
脱穀ハーベスタ	10,830円	10㍻当り	脱穀だけ	
コンバイン刈取	20,140円	10㍻当り	湿田・倒伏のため作業困難及び結束の場合は両者話し合いによる割増加算とする	
稲乾燥	18,090円	10㍻当り	生粳（26%未満）	
	12,540円	10㍻当り	半乾（18%以内）	
稲摺り	520円	玄米1袋当り	(くず米含む)	
畑耕うん	13,760円	10㍻当り	2回耕うん	
S・S防除	990円	100㍻当り	薬剤除く	
草刈り	1,680円	1時間当り 肩掛・背負刈払機・自走あぜ草刈機使用		
	5,800円	10㍻当り	乗用草刈機・乗用モア使用	

注意事項

1. 機械利用料金は消費税込みの金額です。
2. 機械利用料金のうち、ほ場条件の悪い場合（耕地の分散、面積が小さい、未整理地など）は、作業前に両者間で十分話し合いのうえ、割増額を定めましょう。
3. この機械利用料金標準は基準・目安として設定したものです。当事者間で十分話し合いのうえ決定してください。

令和7年3月発行

山形市農業委員会

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212(内線 773～776、916)

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

※「農家のしおり」は、山形市役所ホームページの
農業委員会のページからダウンロードできます。